

平成29年度沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業
「沖縄文化等コンテンツガイドブック制作業務」
企画提案仕様書

1.総則

1.1 業務の件名

平成29年度沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業「沖縄文化等コンテンツガイドブック制作業務」(以下「本業務」という。)とする。

1.2 委託業務仕様書の目的

本企画提案仕様書(以下、「仕様書」という。)は、公益財団法人沖縄県産業振興公社(以下、「公社」という。)が公募に際し、受託事業者へ委託する仕様を示すものとする。

2.業務概要

2.1 業務の目的

沖縄県の文化を活用した、県内外、異分野、新技術との連携による魅力的なコンテンツの創造及び事業化を促進するため、沖縄の文化資源と県内コンテンツ関連事業者をリスト化した「沖縄文化等コンテンツガイドブック」を作成する。

2.2 委託期間

契約締結の日から平成30年2月28日(水)まで

2.3 委託内容

- (1) 下記につき内容を企画提案し、日本語版データの作成、編集及び印刷を行うこと。情報の収集、修正、校正作業は委託業者が行うこと。情報の収集については県内コンテンツ関連(映画、ゲーム、エンタメ等)の制作に関する知見を有し、本業務を的確に実施する能力を有すること。また、文化資源の各ジャンルの専門家への情報収集、確認を行うこと。沖縄コンテンツ事業者リスト等については各事業者へ確認を行うこと。

① 掲載内容について

(ページネーション:文化資源40%、沖縄コンテンツ事業者関連40%、他20%)

(ア) 表紙デザイン及び全体校正の提案

表紙は沖縄県の多様で独自性の高い文化や芸能にエンターテインメント性を持たせたビジュアルとすること。

(イ) 沖縄県の文化資源に関する情報収集及び提案

コンテンツ関連事業者がコンテンツ制作において、クリエイティビティを喚起するよう、豊富な文化資源(文化・伝統芸能・工芸、民話、偉人、怪談・妖怪、琉球文学等)を掲載すること。(画像、イラスト、デザイン等の校正含む。)

(ウ) 沖縄を素材にしたエンターテインメント(映画、ゲーム、演劇、マンガ、アニメーション等)作品リストの掲載

・公社で支援したコンテンツ作品は画像を提供する。

(エ) 沖縄のコンテンツ制作事業者リストの掲載

・県内の映像、ゲーム、演劇等に関わる会社の住所、連絡先、URL、事業内容、主な実績等を掲載。

(オ) 沖縄のコンテンツ関連事業者リストを掲載

・照明、録音、美術、スタイリスト、メイク等を含む

(カ) 沖縄県内のホール、劇場リストの掲載

・主に映画上映、演劇公演のメインとなるキャパ300席以内の会場

(キ) 沖縄県内でコンテンツ関連の学科がある専門学校、大学のリストを掲載

(ク) 沖縄県内のメディア情報を掲載

・TV、新聞、ラジオ、出版、ソーシャル等

(2) 印刷作業について

・詳細は2.4制作物の規格にて記載のとおり印刷製本を行うこと。

(3) 印刷物保管について

・印刷物保管、在庫管理を行うこと。

2.4 製作物の規格

本仕様書が規定する業務委託の製作物は以下のとおりとする。

(1) 部数：日本語：500部

(2) サイズ/印刷/紙質：A5サイズ、フルカラー、紙質は要提案

2.5 成果物等一覧

成果物は以下のとおりとする。(詳細は『表1』参照)

『表1』成果物等一覧 項目	数量	内容
ガイドマップ	500部	沖縄文化等コンテンツガイドブック 日本語 500部
素材データ (DVD-ROM)	3枚	本業務で作成した日本語・入稿用データ(イラストレータデータ等加工可能なデータ及びPDFデータ)、キャッチコピー及びイラスト、写真、図版素材の電子データ(非圧縮)。

※ 上記イラストレータデータについては、アウトライン処理前後のデータ2種

2.6 スケジュール

受託事業者は以下の内容にて、受託内容の実施及び成果物等の納品を行うこと。また、在庫は受託事業者倉庫に保管するものとする。

納品期日：平成30年2月末（予定）

2.7 瑕疵担保責任

公社への引き渡し日から起算して1年の間、成果物に瑕疵があるときは、受託事業者は無償で当該成果品の修正を行うこと。

2.8 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で製作した成果物に関し、すべての著作権(財産権)を、公社に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託事業者は、公社の同意を得なければ、著作権法第18条及び第20条に規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務の成果物に係る著作権、特許権その他知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (4) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。

2.9 注意事項

提案内容については、下記に点に留意すること。

- (1) 契約候補者として選定された場合においては、提案のあった企画の内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (2) 本業務にて使用する図版及び写真は、原則として受託事業者が用意すること。
- (3) 本業務において制作したガイドブックで使用するコンテンツ、図版及び写真については、すべて公社内で二次使用が利用可能なこととする。
- (4) デザイン案は、契約締結後でも、協議の上変更することがある。
- (5) 本業務にて作成する印刷物等に伴う文字校正及び色校正は、必要に応じて公社及び受託事業者の双方で行う。
- (6) 掲載内容の情報については、契約事業者が責任を持って文字校正(情報内容の確認)を行うこと。
- (7) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (8) 本仕様書記載の業務内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (9) 次年度以降の増版などについては、沖縄県、公社が運用を委託する事業者へ引き継ぐものとする。ただし 瑕疵の補修(「2.7瑕疵の担保責任」参照)については本業務における受託事業者の責任において行うものとする。